

第14期 中間決算公告

平成24年12月27日

東京都品川区東品川四丁目12番3号
 楽天銀行株式会社
 代表取締役社長 永田 俊一

中間連結貸借対照表

(平成24年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	130,036	預 社 金 債	783,877
コ ー ル ロ ー ン	32,000	の 他 負 債	5,000
買 入 金 銭 債 権	219,323	賞 与 引 当 金	27,627
金 銭 の 信 託	390	ポ イ ン ト 引 当 金	172
有 価 証 券	258,365	特 別 法 上 の 引 当 金	119
貸 出 金	183,318	支 払 承 諾	17
外 国 為 替	2,077	負 債 の 部 合 計	820,649
そ の 他 資 産	25,375	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	676	資 本 金	25,954
無 形 固 定 資 産	5,473	資 本 剰 余 金	2,468
繰 延 税 金 資 産	7,322	利 益 剰 余 金	18,407
支 払 承 諾 見 返	3,835	株 主 資 本 合 計	46,829
貸 倒 引 当 金	△380	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	335
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	335
資 産 の 部 合 計	867,814	純 資 産 の 部 合 計	47,165
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	867,814

中間連結損益計算書

自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	21,011
資 金 運 用 収 益	10,687
(うち貸出金利息)	(7,853)
(うち有価証券利息配当金)	(1,235)
役 務 取 引 等 収 益	7,133
そ の 他 業 務 収 益	3,163
そ の 他 経 常 収 益	26
経 常 費 用	16,307
資 金 調 達 費 用	1,073
(うち預金利息)	(1,030)
役 務 取 引 等 費 用	6,377
そ の 他 業 務 費 用	220
営 業 経 費	8,611
そ の 他 経 常 費 用	24
経 常 利 益	4,703
特 別 損 失	36
税金等調整前中間純利益	4,666
法人税、住民税及び事業税	8
法人税等調整額	62
法人税等合計	70
少数株主損益調整前中間純利益	4,595
中間純利益	4,595

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.

なお、楽天バンクシステム株式会社は当中間連結会計期間において、平成24年7月1日付の楽天銀行株式会社への事業譲渡により重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

楽天バンクシステム株式会社

楽天バンクドメインサービス株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、さわやか1号投資事業有限責任組合は当中間連結会計期間において清算が終了しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社

② 持分法適用の関連法人等 0社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

楽天バンクシステム株式会社

楽天バンクドメインサービス株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、さわやか1号投資事業有限責任組合は当中間連結会計期間において清算が終了しております。

④ 持分法非適用の関連法人等 0社

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) ポイント引当金の計上基準

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(7) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(8) 外貨建資産・負債の換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(9) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理、時価ヘッジ処理、及び金利スワップの特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約、債券先物、株式指数先物、円金利スワップ
- ・ヘッジ対象…外貨建有価証券、日本国債等の円貨建有価証券、上場投資信託

- ③ ヘッジ方針
行内規程に基づき、市場リスク及び信用リスク等をヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。ただし、金利スワップの特例処理の要件に該当する場合は、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(11) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期預け金以外のものであります。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 9 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額はあります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はあります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はあります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当座借越、為替決済及びデリバティブ取引等の取引の担保の担保として、有価証券49,166百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9,266百万円及び保証金は992百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、181,071百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが181,071百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額
1,920百万円
9. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
当座貸越極度額の総額
10,000百万円
借入実行残高 ー百万円
差引額 10,000百万円
10. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 13.62%

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益4百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、株式等償却4百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,349	—	—	2,349	
合計	2,349	—	—	2,349	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	2,349	—	—	2,349	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金預け金勘定	129,860
現金及び現金同等物	129,860

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	130,036	130,036	—
(2) コールローン	32,000	32,000	—
(3) 買入金銭債権 (※1)	219,308	219,329	21
(4) 金銭の信託 (※1)	389	390	1
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	23,533	24,286	752
その他有価証券	234,822	234,822	—
(6) 貸出金	183,318		
貸倒引当金 (※1)	△284		
	183,034	183,980	946
(7) 外国為替	2,077	2,077	—
資産計	825,201	826,922	1,721
(1) 預金	783,877	784,910	1,033
(2) 社債	5,000	5,000	—
負債計	788,877	789,910	1,033
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	109	109	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	109	109	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

コールローンについては、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、一部の事業債の時価については、合理的に算定された裏付資産の評価額をもって時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、その全額が第三者による保証を受けていること及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）であります。これらは、満期のない預け金であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 社債

当行の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)	—
②非上場外国証券(※1)	0
③非連結子会社株式(※1)	9
合 計	9

(※1) 非上場株式、非上場外国証券、非連結子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成24年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	7,033	7,095	62
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	16,500	17,190	690
	小計	23,533	24,286	752
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		23,533	24,286	752

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成24年9月30日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	9
関連法人等株式	—
合計	9

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成24年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	61,200	60,371	829
	国債	36,749	35,968	780
	地方債	—	—	—
	短期社債	6,996	6,996	0
	社債	17,455	17,406	48
	その他	180,194	179,482	712
	小計	241,395	239,853	1,542
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	—	—	—
	債券	65,273	65,525	△252
	国債	50,062	50,067	△4
	地方債	—	—	—
	短期社債	5,499	5,499	△0
	社債	9,711	9,959	△248
	その他	89,704	90,482	△778
	小計	154,977	156,008	△1,031
合計		396,373	395,862	511

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4百万円であります。また、時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成24年9月30日現在）
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成24年9月30日現在）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

- | | |
|---------------|------------|
| 1株当たりの純資産額 | 20,074円76銭 |
| 1株当たりの中間純利益金額 | 1,956円7銭 |

第14期 中間決算公告

平成24年12月27日

東京都品川区東品川四丁目12番3号
 楽天銀行株式会社
 代表取締役社長 永田 俊一

中間貸借対照表

(平成24年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	129,860	預 金	783,877
コーポレートローン	32,000	社 債	5,000
買入金銭債権	219,323	そ の 他 負 債	27,626
金銭の信託	390	未払法人税等	55
有価証券	258,415	そ の 他 の 負 債	27,571
貸出金	183,318	賞与引当金	172
外国為替	2,077	ポイント引当金	119
その他の資産	25,373	特別法上の引当金	17
その他の資産	25,373	支 払 承 諾	3,835
有形固定資産	676	負債の部合計	820,648
無形固定資産	5,696	(純資産の部)	
繰延税金資産	7,321	資 本 金	25,954
支払承諾見返	3,835	資 本 剰 余 金	2,468
貸倒引当金	△380	資 本 準 備 金	2,468
		利 益 剰 余 金	18,502
		そ の 他 利 益 剰 余 金	18,502
		繰越利益剰余金	18,502
		株 主 資 本 合 計	46,924
		その他有価証券評価差額金	335
		評価・換算差額等合計	335
		純資産の部合計	47,260
資産の部合計	867,909	負債及び純資産の部合計	867,909

中間損益計算書

自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	21,000
資金運用収益	10,687
(うち貸出金利息)	(7,853)
(うち有価証券利息配当金)	(1,235)
役員取引等収益	7,130
その他業務収益	3,163
その他経常収益	18
経常費用	16,339
資金調達費用	1,073
(うち預金利息)	(1,030)
役員取引等費用	6,377
その他業務費用	220
営業経費用	8,643
その他経常費用	24
経常利益	4,660
特別利益	50
特別損失	36
税引前中間純利益	4,675
法人税、住民税及び事業税	8
法人税等調整額	58
法人税等合計	67
中間純利益	4,608

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.（1）と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(4) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

5. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理、時価ヘッジ処理、及び金利スワップの特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段…為替予約、債券先物、株式指数先物、円金利スワップ

・ヘッジ対象…外貨建有価証券、日本国債等の円貨建有価証券、上場投資信託

③ ヘッジ方針

行内規程に基づき、市場リスク及び信用リスク等をヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。ただし、金利スワップの特例処理の要件に該当する場合は、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 59百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当座借越、為替決済及びデリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券49,166百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち先物取引差入証拠金は9,266百万円及び保証金は992百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、181,071百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが181,071百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,933百万円

9. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額

	10,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	10,000百万円

10. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

11. 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金17百万円を計上しております。

12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 13.65%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益4百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、株式等償却4百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成24年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	7,033	7,095	62
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	16,500	17,190	690
	小計	23,533	24,286	752
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		23,533	24,286	752

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成24年9月30日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	59
関連法人等株式	—
合計	59

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成24年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	61,200	60,371	829
	国債	36,749	35,968	780
	地方債	—	—	—
	短期社債	6,996	6,996	0
	社債	17,455	17,406	48
	その他	180,194	179,482	712
	小計	241,395	239,853	1,542
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	—	—	—
	債券	65,273	65,525	△252
	国債	50,062	50,067	△4
	地方債	—	—	—
	短期社債	5,499	5,499	△0
	社債	9,711	9,959	△248
	その他	89,704	90,482	△778
	小計	154,977	156,008	△1,031
合計		396,373	395,862	511

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4百万円であります。また、時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	15,032	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	142	
税務上の減価償却超過額	739	
税務上の繰延資産の減価償却超過額	20	
有価証券等償却	991	
その他	259	
繰延税金資産小計	17,186	
評価性引当額	△9,679	
繰延税金資産合計	7,506	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	184	
繰延税金負債合計	184	
繰延税金資産の純額	7,321	

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 20,115円13銭

1株当たり中間純利益金額 1,961円34銭